

# 若年者のトラブル多発！

## 情報商材の販売業者を指導しました

～きっかけは SNS、高収入をうたう副業を勧められたけど・・・～

福岡市消費生活センターでは、SNS 等を通じて若年者に近づき、事務所以外の場所（カフェなど）に出向かせ、「ブログを書いて集客すると、お金を稼げるようになる」と勧誘し、そのツールとして情報商材※の販売を行っていた A 事業者に対し「福岡市消費生活条例」第 22 条第 1 項に基づき調査を行いました。その結果、条例第 21 条第 1 項に規定する不当な取引行為を行っていることが認められたため、条例第 22 条第 2 項に基づき文書にて是正指導を行いましたので情報提供します。

情報商材については消費生活センターへの相談が多い商品・役務の一つですが、特に社会経験の少ない 20 歳代の若年層への販売においてトラブルが目立っています。

今回の場合は、大学生などの若年者へ SNS や知人を通じ、勧誘目的を隠して近づき、セミナーやカフェなど事務所以外の場所へ呼び出して、そこで初めて「お金を稼げるようになる」などと勧誘し、本来の目的である高額な情報商材を販売する手口です。

※ 情報商材とは、高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売される情報のことです。主に、PDF 形式などの電子媒体や動画、冊子や DVD、USB で提供されます。

### 1. 是正指導を行った事業者について

(情報商材の販売業 A 事業者 指導日 令和 3 年 8 月 27 日)

#### (1) 本市における A 事業者に関する相談等の状況

① 相談件数： 34 件（令和 2 年 3 月～令和 3 年 7 月）＊令和元年度口頭指導後の件数

② 契約者の年齢

★平均年齢は 21 歳。そのうち 85% は学生。

20 歳代	無回答
33 件 (97.1%)	1 件 (2.9%)

③ 契約額

・平均契約額 約 33 万円

#### (2) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

① (取引の意図の隠匿)

「お茶しませんか」「合コンをしよう」「今度カフェで話そう」などと販売以外のことが目的のように見せかけ、本来の目的である高額な情報商材の購入を勧誘し、契約させる。

② (消費者に適合しない契約)

社会経験がない学生の財産状況に照らして不相応な契約(30万円もする売買契約及び複雑なコンサルティング契約)を勧誘し、契約させる。また、即日の資金調達(キャッシング)のために契約当日にクレジットカードを作らせた等の行為。

【問い合わせ先】

市民局生活安全部

消費生活センター相談指導係

電話 092-712-2929